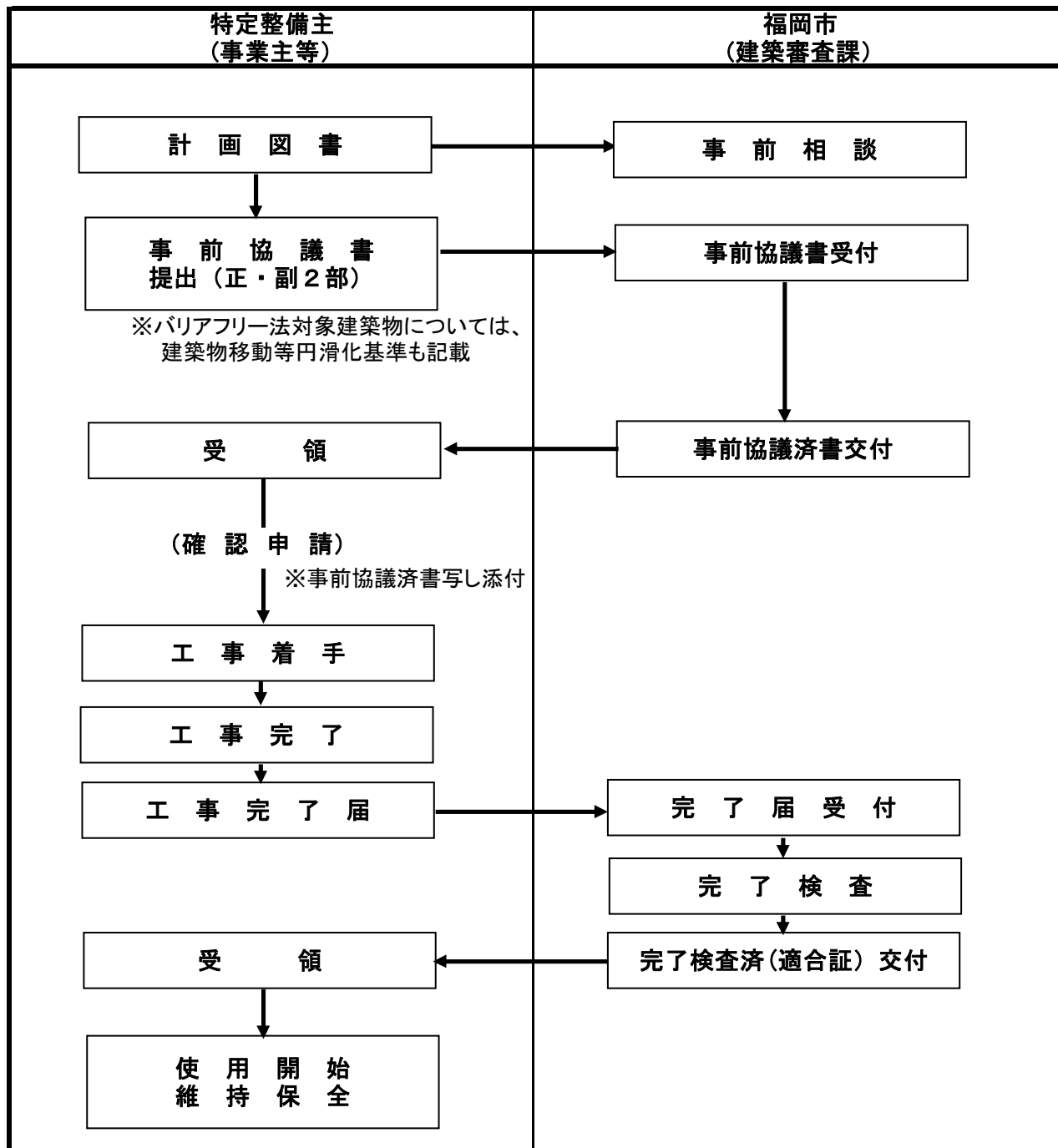


17 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続きフロー

関連条文 条例、バリアフリー法
訂正年月日 平成24年4月1日
窓口 建築審査課



確認申請を伴う工事は確認申請予定日の14日前迄に、それ以外の工事の場合は、
工事着手予定日の30日前迄に事前協議書を提出してください。
福祉のまちづくり条例の事前協議において、バリアフリー法の特別特定建築物(2,000㎡以上)
に該当する場合は、バリアフリー法も併せて協議します。